

診療予約しており病状が安定している患者さんへ  
— 電話診療による処方箋交付が可能になりました —

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、慢性疾患等で当院に通院中で病状の安定している方は、特例により電話診療で処方箋を交付できるようになりました。

当院に電話していただき、病状等を確認させていただいた後、処方箋を当院から患者さんがご希望するかかりつけの（処方履歴のある）調剤薬局（保険薬局）にファクスします。患者さんはその薬局で処方薬を受け取る流れです。

ただし、担当医の判断で受診等をお願いすることがあるのでご了承ください。

対象者：①当院に診療予約している方

※予約日の前日（通常の診療日）までに電話連絡願います。

例：月曜日予約の場合⇒前週の金曜日（通常診療日）までに電話連絡  
月曜日祝日、火曜日予約の場合⇒金曜日（通常診療日）までに電話連絡

②慢性疾患等で病状が安定している方

期間：厚生労働省が許可する期間に限定（今回の電話診療は特例です）

手順は以下の通りです。

1. 練馬総合病院 医事課に電話（03-5988-2290 選択番号2番、受付時間9：00～17：00）で、以下を申し出てください。ファックス・メールでの対応はできかねます。ご了承ください。

[申出事項]

電話診療による処方箋希望の旨、ご自身の電話番号

氏名、診察券番号、診療科、担当医師名、外来予約日、時間帯、

ご希望の薬局名 薬局の電話番号 ファックス番号 住所

2. 一旦、電話を切らせていただきます
3. 診療予約日に医師から連絡させていただきます。外来の合間に連絡しますので、ご自宅で待機をお願いします。病状によっては、処方箋を発行できず、受診をお願いすることもあります。
4. ご指定のかかりつけ薬局に処方箋をファクスします。薬剤を薬局でお受けとりください。
5. 診療費は、次回受診時に電話診察料・処方箋料を徴収させていただきます。

以上

令和2年3月5日 練馬総合病院